

第1編 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システムは、私たちの生活に物質的な豊かさをもたらす一方で、資源やエネルギーの枯渇をはじめ地球温暖化など地球規模の環境問題を引き起こしています。

こうしたことから、国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指し、循環型社会形成推進基本法に基づき平成25年3月には、「第3次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、最終処分量の削減など、これまで進展した廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組みが遅れているリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R国際協力の推進等を新たな政策の柱として策定しています。

こうした中、本市は、平成20年4月に、中間処理施設である周南東部環境施設組合リサイクルセンター「エコぱーく」の共用を開始するなど、3Rの取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備に基づく努力、市民、事業者の意識の向上等により、最終処分量の大幅削減が実現するなど、一般廃棄物処理基本計画に定められた各指標は概ね目標に向けて推移していますが、今後、国・県の循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、さらなるごみの減量化・再資源化及びリデュース・リユースの取組強化等、適正なごみ処理を推進し、循環型社会の形成を構築していくための施策の目標を明らかにする必要があります。

このため、「光市廃棄物減量等推進審議会」の答申を踏まえ、市民・事業者・行政が協働して循環型社会を形成する施策を明らかにするため、第2次光市一般廃棄物処理基本計画を定めるものです。

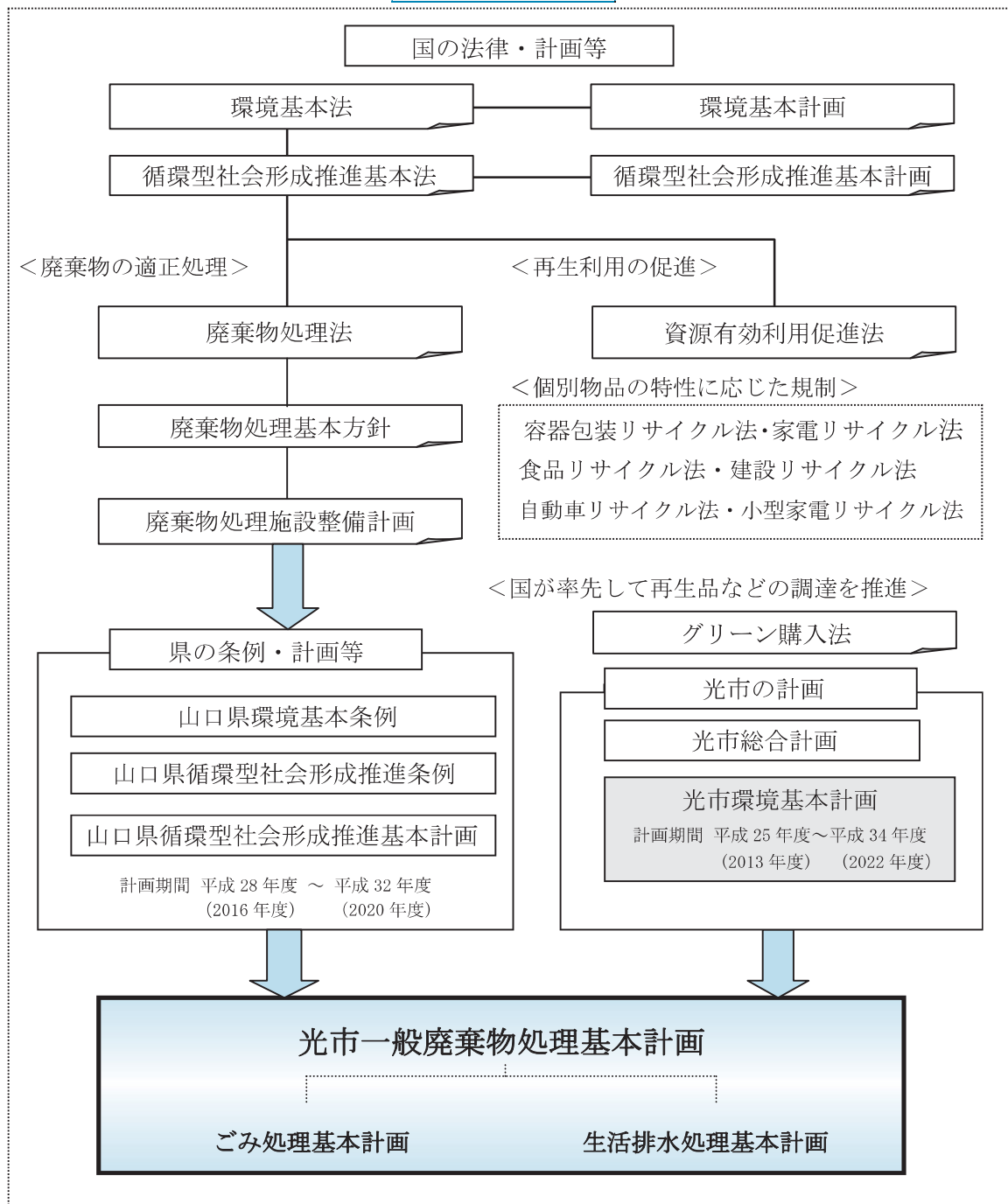


2 計画の位置付け

光市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定により、市町村が当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な方針を定めるものです。

本計画は、国の法律や計画のほか山口県が策定した「山口県循環型社会形成推進基本計画」と整合を図りつつ、本市の長期的なまちづくりの方向性を示す「光市総合計画」や「光市環境基本計画」に即して定めることとします。

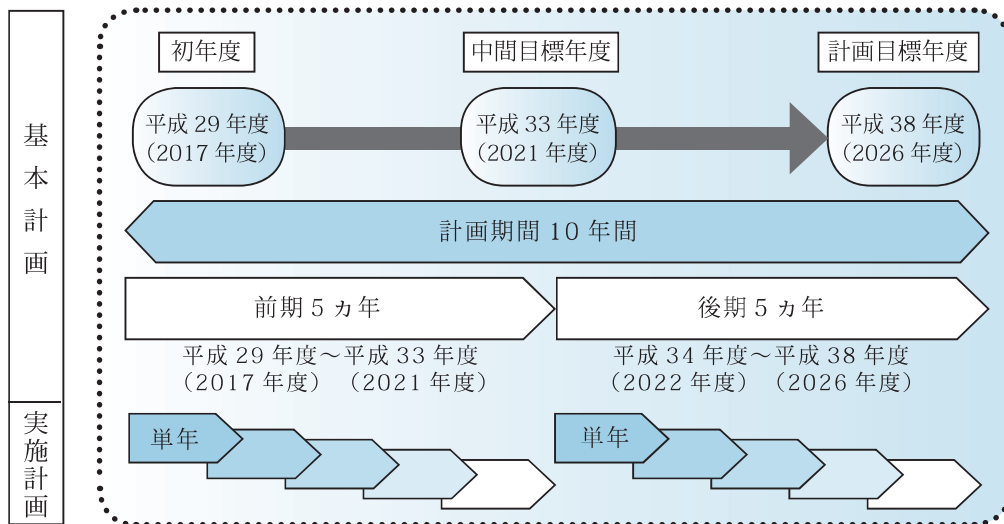
計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は平成 29 年度（2017 年度）を初年度として、平成 38 年度（2026 年度）を目標年次とする 10 年計画とします。

なお、本計画は概ね 5 年後に施策の進捗状況等を踏まえ、中間見直しを行います。



4 計画の対象

本計画は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」の 2 つの基本計画から構成します。

1 ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本事項を定めるものです。

2 生活排水処理基本計画

生活排水処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年次における生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定め、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等を含めた生活排水処理に係る基本事項を定めるものです。